※市外局番は書いてあるものを除きすべて042です。

マイナンバーカード、通知カード受け取りのための土曜窓口を開設します

マイナンバー（個人番号）カードは、交付通知後1カ月以内の受け取りをお願いしていますが、その期間が経過した方も、開庁日の午前8時半～11時と午後1時～4時に、市民課（市役所1階）で受け取ることができます（ただし、既に市外に転出している方は受け取れません）。また、個人番号の通知カードも引き続き保管していますので、開庁日の午前8時半～午後5時に、同課で受け取りをお願いします。

土曜窓口を開設します

マイナンバーカード、通知カード受け取りのための土曜窓口を次の通り開設しますので、平日に受け取りが難しい方はご利用ください。また、マイナンバーカードの申請サポート（無料の写真撮影など）も行っていますので、ご利用ください。

【日時】9月30日（土）午前9時～午後1時受け付け
【会場】市民課（市役所1階）
【ご注意】当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください
詳しくは同課住民記録係☎470・7722へ。

募集

歯科衛生士（嘱託職員）

【任用期間】10月1日～30年3月31日（更新の場合あり）
【勤務日数】月16日以内（勤務日数は相談可）
【勤務時間】午前8時半～午後5時15分
【内容】母子・歯科保健事業における歯科衛生指導など
【資格】歯科衛生士免許
【報酬】市の規定による（交通費相当額は別途支給）
申し込みは9月14日（木）までに、事前連絡の上、履歴書（写真貼付）と資格証明の写しを健康課（滝山4ノ3ノ14、わくわく健康プラザ内）へ直接持参してください。書類選考と面接の上、決定します。提出した履歴書は返却しません。
詳しくは同課保健サービス係☎477・0022へ。

消費税軽減税率制度説明会を開催します

市と東村山税務署では、事業者の皆さんを対象に、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

消費税の軽減税率制度は、31年10月1日（木）からの消費税率の10％への引き上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取り扱いがある課税事業者だけでなく、会議費や交際費として飲食料品を購入する事業者や、消費税の免税事業者も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要です。

【日時】9月22日（金）午後2時半～4時
【会場】市役所7階703会議室
【その他】車での来場はご遠慮ください
詳しくは東村山税務署法人課税第1部門☎042・394・6811（自動音声案内に従って「2」を選択してください）または課税課市民税係☎470・7777（内線2333～2337）へ。

国民健康保険

29年2月分の診療費をお知らせします

事業状況報告（5月報）。

国民健康保険の健全な運営に、ご理解とご協力をお願いします。

◎一般被保険者
【診療件数】2万4552件
【診療費】5億7214万9168円▼1件当たりの金額＝2万3304円（前年度比92・4％）
◎退職被保険者
【診療件数】477件
【診療費】1087万50円▼1件当たりの金額＝2万2788円（前年度比65・8％）
※出典は国民健康保険毎月

特定健康診査の案内を送付しています

市では、国民健康保険にご加入で40歳以上の対象になる方へ、受診月の前月下旬ごろに特定健康診査のご案内や受診券などを郵送します。受診月は、医療機関での混雑を避けるため、誕生月で異なります。この機会にぜひ継続的に受診しましょう。なお、健診の受診は、健康増進・サポート事業「QUP・iO（クピオ）」のポイント付与対象です。

詳しくは国民健康保険についてが保険年金課☎470・7733、特定健康診査についてが健康課☎477・0013へ。

国民健康保険被保険者証を一斉に更新します

国民健康保険被保険者証（以下、保険証）は2年ごとに、一斉に更新をします。現在使用している保険証の有効期限は9月30日（土）です。更新後の保険証の有効期限は原則、31年9月30日（月）です（※1）。更新後の保険証の色は、一般被保険者がクリーム色、退職被保険者が空色です。

更新後の保険証は9月上旬（予定）に世帯分をまとめて、世帯主宛てに簡易書留で郵送しますので、10月1日（日）から使用してください。有効期限が切れた保険証は10月1日以降、都合の良いときに保険年金課（市役所1階）、または各連絡所に返却してください。

（※1）生年月日などにより有効期間が短い場合があります。10月1日以降に75歳になる方は誕生日の前日まで、退職被保険者で10月1日以降に65歳になる方は誕生月末（誕生日が月の初日の方は誕生月の前月末）までが有効期限です。

詳しくは同課国保年金資格係☎470・7732へ。

国民年金だより

資格期間が10年以上あれば年金を受け取れるようになりました

法改正により、8月1日から年金を受給するために必要な期間（保険料納付済等期間）が、これまでの25年から10年に短縮されました。これにより、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取れるようになります。

資格期間とは

次の①～③の期間を合計したものが「資格期間」です。
①国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
②サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金や共済年金などの加入期間）
③年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（カラ期間と呼ばれる合算対象期間）
※年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間の保険料納付で満額となるので、10年間の納付では、受け取る年金額はおおむねその4分の1です。

請求書が届かない方でも、任意加入の申し出により期間を加えると年金を受給できる場合があるので、ご自身の資格期間をご確認ください。

詳しくは、ねんきんダイヤル☎0570・05・1165、武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

第3回市議会定例会を9月5日（火）から開催します

29年第3回市議会定例会が9月5日（火）～26日（火）の日程で開催の予定です。

一般質問が7日（木）～12日（火）、常任委員会が14日（木）～19日（火）、予算特別委員会が20日（水）の予定です（いずれも土曜・日曜日、祝日は休会）。

詳しくは議会事務局☎470・7789へ。

「市民参加・情報提供の指針（案）」に対するパブリックコメント（ご意見）を募集します

市では、第四次長期総合計画基本構想におけるまちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」を基本的な施策として掲げ、その取り組みを進めてきました。

このたび、「みんなが主役のまちづくり」の実現に向け、市民が市政に参加することに重きを置く「市民参加」と、それを下支えする「情報提供、情報発信」についての指針の案を取りまとめましたので、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】閉庁日・休館日を除く9月1日（金）～22日（金）に、企画調整課（市役所4階）、市政情報コーナー（同1階）、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページでご覧いただけます
【ご意見の提出方法】9月1日（金）～22日（金）に（必着）、件名を「市民参加・情報提供の指針（案）への意見」と明記して、住所・氏名・年代（例＝40代）・ご意見を記入の上、〒203－8555、市役所企画調整課宛て郵送、ファクス（470・7804）または電子メール（kikakucho sei@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。電話や来庁による口頭での受け付けはできません。
※お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いません。
詳しくは同課☎470・7702へ。

「協働の指針（改訂案）」に対するパブリックコメント（ご意見）を募集します

市では、19年4月に市民・行政が協力・連携してまちづくりを推進するため、「協働の指針」を策定しました。この指針の策定から約10年が経過し、市民ニーズの多様化や高齢化など、社会を取り巻く環境は大きく変化しました。

このたび、時代の変化に合わせ、より細やかな公共サービスを提供していくために、「協働の指針」の一部を改訂する案を取りまとめましたので、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】閉庁日・休館日を除く9月1日（金）～22日（金）に、生活文化課（市役所2階）、市政情報コーナー（同1階）、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページでご覧いただけます
【ご意見の提出方法】9月1日（金）～22日（金）に（必着）、件名を「協働の指針（改訂案）への意見」と明記して、住所・氏名・年代（例＝40代）・ご意見を記入の上、〒203－8555、市役所生活文化課宛て郵送、ファクス（472・1131）または電子メール（seikatsubunka@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。電話や来庁による口頭での受け付けはできません。
※お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いません。
詳しくは同課☎470・7738へ。

声の広報（デイジー版）をお届けします

市では、広報ひがしくるめの音声版「声の広報」のデイジー版（CD）を作成し、申し込みいただいた方へ毎号郵送しています。

※声の広報は市ホームページでも聞くことができます。

「声の広報」デイジー版（CD）をご希望の方は、秘書広報課☎470・7708へご連絡ください。

※デイジー（DAISY：Digital Accessible Information SYstem）とは、印刷物を読むことが困難な方のために開発されたデジタル録音図書の国際標準規格です。デイジー版（CD）は、専用の機器やパソコンに専用のソフトウェアをインストールして再生することができます。

日常生活用具（デイジー再生機器）費の支給制度があります

視覚障害のある方に対する日常生活用具（デイジー再生機器）費の支給制度があります（所得制限などあり）。

詳しくは障害福祉課☎470・7747へ。